

## 第⑦回（最終回）



# LGBTと子ども ～社会的養護を中心に～

一般社団法人レインボーフォスター・ケア代表理事  
**藤めぐみ** Megumi Fuji

I

## LGBTと里親

### 1 団体設立に至る経緯

筆者は一般社団法人レインボーフォスター・ケア（以下「RFC」）の代表理事である。RFCは、任意団体の時期を含め、設立から約13年が経つ。本稿ではその活動の軌跡を記すことで、「LGBTと子ども」、特に社会的養護のもとで過ごす子どもたちを取り巻く社会の変化を紹介したいと思う。

RFCのミッションは、「LGBT×社会的養護」である。こども家庭庁のサイトには、「社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです」と記されている。この「社会的養護」とLGBTが混じりあう課題の解決をめざす、というのがRFCのミッションだ。

2013年の設立時は、まだLGBTという言葉の知名度は低く、社会的養護に関してもメディアで取り上げられる頻度が少なかった。

「『LGBT×社会的養護』なんてマイナーとマイナーの分野がかけ合わさったテーマだね」などと周囲からよく言われたものだ。なぜこのテーマでNPO活動をしようと思ったのか、とよく訊かれるが、それは偶然の出来事から始まった。

RFC設立前、筆者は国会議員の秘書をしていたので、さまざまな分野の勉強会に出て、政策課題についての知識を深めていた。「LGBT」もその中の一つのテーマだった。

2012年6月の法務委員会では、井戸まさえ衆議院議員（当時）が「大臣は、LGBTという言葉を御存じでしょうか」と「LGBT」という言葉を使って質疑をしている<sup>1</sup>。

2013年の最高裁決定に至る「法律上も父になりたい裁判」<sup>2</sup>についての詳細を知ったのもこの時期で、日に日にメディアで取り上げられていく「LGBT」の課題について有志と勉強会を開いて知識を深めていた。

また、筆者は全国里親会の会長や児童養護施設職員から誘われて、社会的養護についての勉強会にも通っていた。そこで知った里親制度の現状と課題は「日本では里親委託率が低く、児童養護施設への委託がほとんどである」「厚生労働省は施設中心から家庭養育を優先する方針

1 第180回国会衆議院法務委員会会議録（<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/118005206X00820120615>）

2 「法律上も父になりたい裁判」性同一性障害者の当事者が、父の欄が空白とされた長男の戸籍を訂正し、父の欄に妻の夫である自分の名前を記載するよう訂正の許可を申し立てた裁判。2013年12月、最高裁が、法律上の父子関係を認める決定をした。